

令和7年度兵庫県地球環境保全資金取扱要領

この要領は、令和7年度兵庫県地球環境保全資金融資制度要綱（以下「制度要綱」という。）に定めるところにより、中小企業者等への融資及び取扱金融機関の貸付事務の円滑かつ適正な運用を図るため、事務処理について必要なことを定める。

1 融資枠の内訳

この制度による融資枠の内訳は、概ね次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 地球温暖化対策設備等設置資金 | 1億円 |
| (2) 最新規制適合車等購入資金 | 1億円 |

2 融資申込に係る事務処理

中小企業者等から融資申込に係る相談又は融資申込があったときは、次の各号の掲げるところにより処理するものとする。

(1) 市町の処理

市町長は、中小企業者等からの地球温暖化対策設備等設置資金に係る融資についての相談があったときは、次のことについて調査、指導し、意見書等を交付する。

ア 調査又は指導事項

企業の規模、公害の発生状況、公害発生に対する措置、公害防止計画及びその他必要な事項

イ 意見書等の交付

公害処理記録の写し、設備設置若しくは工場等の移転の必要性の意見書又は工場等の移転の同意書

(2) 県の処理

ア 地球温暖化対策設備等設置資金

(ア) 環境政策課長は、取扱金融機関から融資申込書（様式第2号）等が送付されたときは、その内容を審査する。

(イ) 環境政策課長は、技術審査を必要と判断したときは、融資申込書等を自然・鳥獣共生課長、水大気課長、環境整備課長に回付する。併せて、必要に応じて、関係機関から意見を聞くものとする。

(ウ) 自然・鳥獣共生課長、水大気課長、環境整備課長は、環境政策課長から融資申込書等が回付されたときは、速やかに技術審査を行い、当該融資の適否について審査結果を付し環境政策課長に回付する。

(エ) 環境政策課長は、融資を適当と認めたときは、その旨を融資額決定通知書（様式第1号）により、取扱金融機関に通知する。

(オ) 環境政策課長は、融資を不適当と認めたときは、その旨を取扱金融機関に通知する。

イ 最新規制適合車等購入資金

(ア) 水大気課長は、取扱金融機関から融資申込書等が送付されたときは、その内容を審査する。

(イ) 水大気課長は、融資を適当と認めたときは、その旨を融資額決定通知書により、取扱金融機関に通知する。

(ウ) 水大気課長は、融資を不適当と認めたときは、その旨を取扱金融機関に通知する。

(3) 取扱金融機関の処理

ア 地球温暖化対策設備等設置資金のうち、地球温暖化対策に係るもの及び最新規制適合車等購入資金のうち、次世代自動車の購入に係るものについては、融資申込みがあり、信用保証が必要なものについては保証協会から保証書の送付があったときは、適切な審査の上、速やかに融資の可否を決定する。

イ 2(3)アに係るもの以外のものについては、融資申込があったときは、速やかに融資申込書及び添付書類の記載内容の確認を行い、融資申込書等を環境政策課長（最新規制適合車等購入資金にあつては、水大気課長）に送付する。環境政策課長（最新規制適合車等購入資金にあつては、水大気課長）から融資額決定通知書等が送付され、かつ信用保証が必要なものについては保証協会から保証書の送付があったときは、速やかに融資の可否を決定する。計画変更願があったときも同様に処理する。

ウ 融資を可能と決定したときは、速やかに融資の決定を次の(ア)から(ウ)までに掲げる条件を付して融資申込者に通知し、融資を実行する。

(ア) 融資の実行は、貸付金が制度要綱で定める資金用途以外に転用されることのないよう事業実施との関連において最も適期に行うこと。

(イ) 貸付金は、全額預金振替（できる限り別段預金）とすること。

(ウ) 貸付金の払出しに当たっては、請求書等により事業の実施状況を確認のうえ、自己資金を含め、振替又は小切手等融資対象事業に使用されたものであることが証明できる方法でこれを行うこと。

エ 融資を実行したときは、中小企業者等と締結した金銭消費貸借証書、公正証書又は借用証書の写しを付して環境政策課長（最新規制適合車等購入資金にあつては、水大気課長）に報告する。併せて、信用保証を受けたものについては、その旨を保証協会に通知する。

オ 融資を不能と決定したときは、その旨を融資申込者及び環境政策課長（最新規制適合車等購入資金にあつては、水大気課長）に通知する。併せて、信用保証を受けたものについては、融資不能の理由を付して保証書を保証協会に返送する。

(4) 保証協会の処理

取扱金融機関から信用保証委託申込書等の送付があったときは、速やかに信用調査を行い、保証を行うことを決定したときは、保証書を融資申込者が借入を希望する取扱金融機関に送付する。保証を行わないと決定したときは、その旨を取扱金融機関に通知する。

3 保証（融資）の状況及び実績の報告

(1) 保証協会

保証協会は、毎月15日までに前月末現在の保証（融資）の状況及び実績を地球環境保全資金融資状況報告書（様式第3号）により環境政策課長（最新規制適合車等購入資金にあつては水大気課長）に報告するものとする。

(2) 取扱金融機関

取扱金融機関は、融資（保証なし）の申込があった場合は、毎月15日までに前月末現在の融資（保証なし）の状況及び実績を地球環境保全資金融資状況報告書（様式第3号）により環境政策課長（最新規制適合車等購入資金にあつては水大気課長）に報告するものとする。

4 信用保証否決又は不能報告

保証協会は、保証を否決したとき又は保証の条件の不調によりあつせん融資が不能と判断したときは、速やかに地球環境保全資金融資不能報告書（様式第4号）により取扱金融機関に報告するものとする。

5 融資の可否に係る通知

環境政策課長は、融資実行の報告を受けたときは様式第5号により、保証の否決又は保証条件の不調により融資不能の報告を受けたときは様式第6号により、意見書等を交付した市町長に通知するものとする。

6 繰上償還及び代位弁済の報告

繰り上げて一部若しくは全部の資金の償還があつたとき又は代位弁済があつたときは、次に掲げるところにより、環境政策課長又は水大気課長に報告するものとする。

- (1) 取扱金融機関は、繰上償還があつたとき及び保証協会の代位弁済を受けたときは、速やかに地球環境保全資金融資繰上償還等報告書（様式第7号）により環境政策課長（最新規制適合車等購入資金にあつては水大気課長）に報告する。
- (2) 保証協会は、取扱金融機関からの請求に基づき代位弁済を行ったときは、速やかに地球環境保全資金融資代位弁済報告書（様式第8号）により、環境政策課長（最新規制適合車等購入資金にあつては水大気課長）に報告する。

7 取扱金融機関別貸付（預託）額及び償還予定額の通知

環境政策課長又は水大気課長は、2(3)エの報告に基づき、次の各号に定める期間の融資実績に係る貸付（預託）額及び償還予定額をそれぞれの期日までに取りまとめ地球環境保全資金融資貸付（預託）額表（様式第9号）により保証協会に通知するものとする。

- (1) 4月1日から5月31日まで、及び6月1日から9月30日までの貸付はそれぞれ翌々月15日、10月1日から1月31日までの貸付は3月10日
- (2) 2月1日から3月31日までの貸付は7月15日

8 貸付（預託）及び貸付（預託）金の返納

保証協会の貸付、取扱金融機関への預託及び貸付（預託）金の返納については、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 県は、7の通知に基づき保証協会から貸付金の請求があつたときは、7(1)に係るものについては、融資実行額に県が別途算定した貸付（預託）割合を乗じた額に相当する額（1万円未満切捨て）を県の資金計画に基づき保証協会に貸し付け、取扱金融機関に預金保険法第51条の2第1項に規定する決済用預金により預託させる。
- (2) 前号の貸付金に係る翌年度以降の貸付金については、県が別途算定した年度間平均融資残高に県が別途算定した貸付（預託）割合を乗じた額に相当する額（1万円未満切捨て）を毎年4月1日に貸し付ける。
- (3) 7(2)に係るものについては、翌年度に県が別途算定した年度間平均融資残高に県が別途算定した貸付（預託）割合を乗じた額に相当する額（1万円未満切捨て）を貸し付け、翌々年度以降の貸付についても、前号に準じて行う。
- (4) 保証協会は、貸付金を毎年度3月31日に県が交付する納入通知書により返納する。
- (5) 貸付（預託）期間については、4月1日が金融機関の休日にあたるときは、その翌営業日に貸し付け、3月31日が金融機関の休日にあたる場合は、その前営業日まで貸

し付ける。

(6) 取扱金融機関における預託金の収納及び返納については、前号までの規定を準用する。

9 貸付（預託）金の調整

県は、6(1)の規定に基づき報告のあったものに係る県費貸付金相当額を、毎年4月1日の貸付（預託）時に調整するものとする。

10 年度繰越の場合の融資の取扱い

融資申請に対し、融資実行が翌年度となる場合には、翌年度の制度要綱に基づき融資実行されたものとして取扱うものとする。

この場合において、融資条件の変更により保証書を変更する必要があるときの手続きについては、保証協会の定めるところによる。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(様式第1号)

第 号
令和 年 月 日

金融機関名・代表者名 様

兵庫県環境部環境政策課長
(水大気課長)

兵庫県地球環境保全資金融資額決定通知書

標記のことについて、審査した結果、融資額を 円に決定しましたので、通知します。

記

申請者名称	業 種		
事務所 〒	公害の種類		
事業所 〒			
資金使途 1 地球温暖化対策設備 (設備名)			
2 環境保全・公害防止設備 (設備名)			
3 工場移転 (移転先)			
4 緑 化			
5 最新規制適合車等			
所要経費	融資申請額	融資決定額	
円	円	円	
工事着手予定 (購入予定日)	令和 年 月 日	工事完成予定	令和 年 月 日

(様式第2号)

融資申込書
兵庫県地球環境保全資金 の送付について
計画変更願

申請者所在地	申請者名称 (名称)	信用保証の必要
		有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無

上記申請者の兵庫県地球環境保全資金融資申込書を送付します。

令和 年 月 日

兵庫県環境部環境政策課長 様
(水大気課長)

(金融機関名・代表者名)

(担当課名・担当者名)

(様式第3号)

令和 年度兵庫県地球環境保全資金融資状況報告書

兵庫県環境部環境政策課長 様
(水大気課長)

(保証ありの場合) 兵庫県信用保証協会
(保証なしの場合) 取扱金融機関
令和 年 月 日現在

地球温暖化対策設備等設置資金 (最新規制適合車等購入資金)

(単位: 千円)

	申 込		保証承諾		保証承諾後 取消		金融機関減額		保証 (融資) 額	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
前回報告分										
今回報告分										
累 計										

(様式第4号)

令和 年度兵庫県地球環境保全資金不能報告書

金融機関名・代表者名 様

令和 年 月 日
兵庫県信用保証協会

地球温暖化対策設備等設置資金 (最新規制適合車等購入資金) [1. 否決 2. 不調]

氏 名	申込額 (千円)	否決の理由

(様式第5号)

環政第 号
令和 年 月 日

様

兵庫県環境部環境政策課長

兵庫県地球環境保全資金の融資実行について

(申込者)

令和 年 月 日付けで申込みのありました に係る標記のことについて
は、別添写のとおり、融資実行されましたので通知します。

記

- 1 融資実行日 令和 年 月 日
- 2 融資金額 円
- 3 取扱金融機関

(様式第6号)

環政第 号
令和 年 月 日

様

兵庫県環境部環境政策課長

兵庫県地球環境保全資金の融資不能について

(申込者)

令和 年 月 日付けで申込みのありました に係る標記のことについては、
別添写のとおり、取扱金融機関から融資不能の報告がありましたので通知します。

(様式第7号)

兵庫県地球環境保全資金融資繰上償還等報告書

令和 年 月 日

兵庫県環境部環境政策課長 様
(水大気課長)

(金融機関名)

(代表者)

地球温暖化対策設備等設置資金 (最新規制適合車等購入資金) [1 繰上償還 2 代位弁済]

借入者	所在地			
	氏名			
融資実行日		年 月 日	融資額	円
償還期日		年 月 日	返済額	毎月 円 (期日 円)
繰上償還	繰上償還日	年 月 日	償還額 (元金)	円
	一部繰上償還後の最終償還日	年 月 日	償還残額 (元金)	円
代位弁済	最終償還日	年 月 日	償還額 (元金)	円
	代位弁済日	年 月 日	代位弁済額 (元金+利息)	円
	事由			

(様式第8号)

兵庫県地球環境保全資金融資代位弁済報告書

兵庫県環境部環境政策課長 様
(水大気課長)

令和 年 月 日
兵庫県信用保証協会

地球温暖化対策設備等設置資金（最新規制適合車等購入資金）

企業名	保証金額	代位弁済金額（円）			代位弁済 年月日
		元金	利息	計	

(注) 事故報告書の写を添付すること。

(様式第9号)

令和 年度（ ）兵庫県地球環境保全資金融資貸付（預託）額表

(単位：千円)

金融機関名	貸付 (預託) 額	融資 実行額	(参考) 融資残高				
			年度 期末	年度 期末	年度 期末	年度 期末	年度 期末